

記者発表資料

国道18号の通行止めについて（第四報）

降雪により通行止めを実施している下記区間については、2月16日（日）午後4：00より、北陸地方整備局支援の除雪車2台を更に増強し、計7台体制で除雪作業を実施するとともに、群馬県側立ち往生車両の除去に着手します。

これより、車を移動させながらの除雪作業となります。
なお、規制解除時刻は目途が立った時点でお知らせします。

規制区間：国道18号

場 所：群馬県安中市松井田町横川
～長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢

延 長：約15.6km

規制開始：平成26年2月15日（土）0時30分～

※高速道路・一般道の交通規制情報はこちらをご覧ください。
日本道路交通情報センター <http://www.jartic.or.jp/index.html>

記者発表クラブ

刀水クラブ テレビ記者会

問合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所
住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000（代）

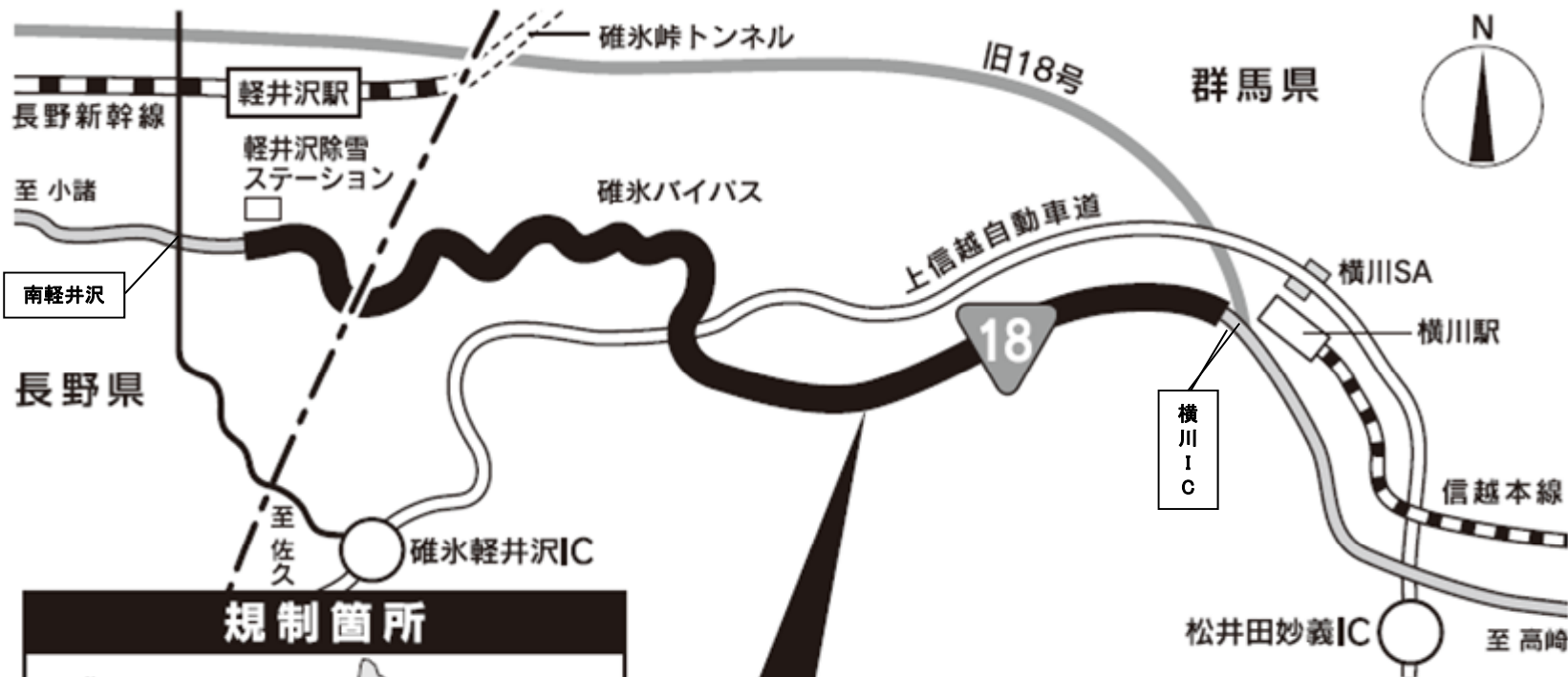
副 所 長 近藤 誠一郎（こんどう せいいちろう） 内線：204

建設専門官 森田 信介（もりた のぶすけ） 内線：511

高崎河川国道事務所ホームページ

高崎河川国道 検索

規制箇所拡大図



規制箇所



国道18号(碓氷バイパス)

通行止区間

群馬県安中市松井田町横川
～長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢
15.6km